

結核療養のお手伝い



中野区保健所保健予防分野結核予防担当

治療終了後の経過観察について

きちんと服薬しても、休眠状態で薬が効かなかった菌が生き残ることがあり、再発率は2～5%と言われています。

そのため、再発がおこりやすい治療終了後約2年間は医療機関か保健所で健診をして、経過観察を行います。

経過観察期間が終わったら

年に1回は健診を受ける機会を持ちましょう

高齢になったり、他の病気になったりして抵抗力が落ちると、活動を休止していた結核菌が息を吹き返し、再び発病することがあります。

年に1回は、職場や区市町村の実施する健診で胸部X線検査を受けましょう。また、咳やたんなどの症状があった場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

中野区保健所 結核予防担当
保健師 () 医療費担当 ()

〒164-0001 中野区中野2-17-4
TEL 03-3382-6577
FAX 03-3382-7765

【結核】と診断されて驚かれたことと思います。

結核は治療期間が長くかかる病気です。
保健所では皆さまが無事に治療を終了し、再び元気に生活できますよう、お手伝いいたします。

結核とはどのような病気でしょうか

結核は、感染性のある患者さんの咳やくしゃみによって飛び出した菌を吸い込むことで感染します。

感染した結核菌は身体の中に潜んでいて、免疫力が低下したときや体力が衰えたときに暴れだします。

感染した結核菌が増えて暴れている状態が結核です。

結核患者発生届出制度

結核は人に感染させるおそれがある病気なので、結核を診断した医師は、感染症法により直ちに保健所へ届出ることが定められています。

結核医療費公費負担制度

☆入院治療の場合

たんの中に菌が出ており、人に感染させるおそれがある場合は、入院して治療していただくことになります。

保健所から入院勧告が出され、勧告されている間の結核治療に関する医療費（法律に定められているもの）については公費で全額負担されます。

ただし、世帯の収入により一部自己負担となります。

詳しいことは、保健所にお問い合わせください

☆通院治療の場合

結核の治療に必要な医療費のうち、公費で負担する制度があります。（※一部の診察料と検査は対象外となります。）

健康保険と公費で95%がまかなわれ、5%を自己負担していただきます。ただし、収入により免除制度があります。

詳しいことは、保健所にお問い合わせください。

申請手順（通院治療）

- ① 主治医に申請書の中の診断書部分を記入してもらう。
↓
- ② 胸部レントゲン写真と申請書を併せて保健所に提出
↓
- ③ 中野区感染症診査協議会で診断や治療内容を確認し、公費負担を承認
↓
- ④ 承認通知を送付 ※医療機関へは患者票を送付します。

保健所がお聞きした内容につきましては、目的以外に使用したり、ご本人の承諾なしに関係者に伝えることはありません。

ご協力よろしくお願いいたします。

治療について

結核は、きちんと治療すれば治る病気です。

身体の中の結核菌は、生きて活動している菌、休眠している菌、死んでしまっている菌が混ざり合っています。

薬はいろいろな状態の菌に効くように3～4種類の薬を6～9か月飲むことになります。自己判断で薬を止めてしまったり、不規則な飲み方をすると、身体の中でその薬より強い菌（耐性菌）を作ってしまうです。

医師の指示通りきちんと服薬することがとても重要です。

（副作用や心配なことがある場合は、主治医に相談しましょう）

飲み忘れを防ぐために、入院中は医療機関のスタッフが服薬の確認を行います。通院治療の場合は、保健所や地域の薬局で服薬の確認を行っています。

保健所は、治療終了まで薬を忘れず飲み続けられるようお手伝いをしていきます。

周りの方々の健診について

結核は 人から人に感染する病気です。

ご自身の結核がどこからうつった可能性があるのか、またどこかへうつしていないかなどを調べるために周りの方々の健康状態や職場や区民健診等の受診状況を確認します。

特に一緒にお住まいの方、職場や友人関係などを詳しくお聞きし、接触の度合い等から保健所が判断し、健診を勧めていきます。

この健診はお住まいの近くの保健所で無料で受けていただくことができます。健診の内容は胸部レントゲン検査、年齢によっては血液検査やツベルクリン反応検査を行います。